定額減税しきれないと見込まれる方には給付金を給付します

定額減税の対象者のうち、令和6年分所得税や令和6年度住民税所得割の額が定額減税できる額を下回る（減税しきれない）と見込まれる方には、定額減税補足給付金を給付します。（※世帯の構成や税額によって給付金額は異なります。）

●給付金の算出方法

所得税	住民税
定額減税可能額（3万円×減税対象人数）	定額減税可能額（1万円×減税対象人数）
所得税額（推計） ／ 減税しきれない額①	住民税所得割額 ／ 減税しきれない額②

減税しきれない額（①・②）がある場合に給付金が給付されます

① ＋ ② ＝ **給付金額**（①と②を合計後に1万円単位で切り上げ）

①・②の両方が0円の場合は給付されません。

●給付額の例

30代夫婦と子ども3人の世帯

所得税	住民税
定額減税可能額（3万円×5人=15万円）	定額減税可能額（1万円×5人=5万円）
所得税額（39,500円） ／ 減税しきれない額①	住民税所得割額（6万円）

150,000円 − 39,500円 ＝ 110,500円…①

1万円単位で切り上げた**120,000円**を給付

Point!

- **8月上旬　対象者へ確認書を発送**
- **8月下旬～順次、給付金の給付を開始**

する予定です。**確認書が届いた方は、申請が必要になります。**確認書の提出期限は、10月31日（木）になりますのでご注意ください。

▲市HP

定額減税の他にも田原市の物価高騰支援があります!

水道料金を一部免除します

市民および事業者への支援として、6カ月分の水道の固定料金の半額を免除します。

【対象】

市内すべての水道使用者（官公庁を除く）

【減免する期間】

令和6年6月～11月使用分

市HP▶

【内容】

対象期間の水道料金から固定料金の半額を差し引いた金額を請求　※免除の手続きは不要です。

【その他】

使用した水量に基づいて請求する使用水量料金および下水道使用料は、通常通り請求します。

メーター口径13mmをご利用の方は、固定料金が6カ月で**3,234円**　免除されます!

▶水道課　☎23-3532

新たに住民税非課税となる世帯などに給付金を支給します

令和6年度に新たに住民税非課税になる世帯などへ支給します。

【支給額】　一世帯当たり10万円

※18歳以下の児童一人当たり5万円を加算

【対象・申請方法】

対　象	申請方法
①世帯全員が令和6年度住民税非課税および均等割のみ課税である世帯の世帯主（ただし、令和5年度の給付金を受給していないこと）	市から「確認書」などを郵送します。必要事項を記載し、返送してください。
②令和6年1月2日から6月3日までの間に田原市へ転入した世帯のうち、世帯全員が令和6年度住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税である世帯の世帯主	

【提出期限】　10月31日（木）

※詳しくは、市HPをご覧ください。

市HP▶

▶支援給付金担当（地域福祉課）　☎27-7670